

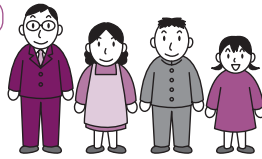
平成20年度 住民税の算出方法は・・・？

住民税の計算のしかた

住民税額 = 所得割額 - 税額控除額 + 均等割額

(平成19年1月1日から12月31日までの所得を基準に課税されます。)

設例



家族構成 夫・妻・子ども2人の4人家族(妻は所得なし、子のうち1人は1特定扶養親族)
 平成19年中の収支
 収入 5,340,000円
 必要経費 1,845,000円
 国民健康保険の支払額 420,000円
 生命保険の支払額 100,000円

1 特定扶養親族とは、扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の方をいいます。

住民税が算出されるまでの具体例

A 所得金額の計算

(収入 - 必要経費) .. 収入が給与の場合は、簡易給与所得表により求めます。

収入金額.....5,340,000円

必要経費.....1,845,000円

所得金額.....**3,495,000円** A

B 所得控除額の計算

2
 社会保険料控除額 420,000円
 生命保険料控除額 35,000円(注1)
 配偶者控除額 330,000円
 扶養控除額 330,000円
 特定扶養控除額 450,000円
 基礎控除額 330,000円

からを合計します。

所得控除額...**1,895,000円** B

2 住民税における所得控除額は、所得税の所得控除額とは異なりますのでご注意ください。詳しくは、税務課へお問い合わせください。
 (注1) 支払った保険料が70,000円を超える場合、35,000円が上限となります。

そのほか、支払った保険料(控除対象となる証明書の額)が15,000円以下の場合 ... 支払った保険料全額

15,000円を超え40,000円以下の場合 ... 支払った保険料 × 1/2 + 7,500円

40,000円を超え70,000円以下の場合 ... 支払った保険料 × 1/4 + 17,500円

C 課税所得金額の計算

Aの所得金額から、Bの所得控除額を引いた額(端数がある場合は、千円未満を切り捨て)

3,495,000円 - 1,895,000円 = 1,600,000円

課税所得金額...**1,600,000円** C(注2)

(注2) 課税所得金額とは、総所得金額から人的控除額(基礎控除、扶養控除など)、社会保険、生命保険などの所得控除の額を控除した(差し引いた)額となります。

この課税所得金額1,600,000円をもとに、以下の住民税額の計算を行います。

< 所得割額 >

C × 税率(県民税率... 4%、町民税率... 6%)

1 県民税.....1,600,000円 × 4% = **64,000円** D

2 町民税.....1,600,000円 × 6% = **96,000円** E

(D・Eの計算において、100円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てます。)

< 税額控除 >

「調整控除額」とは？

“個人住民税”と“所得税”では、扶養控除や配偶者控除等の控除額が違います。同じ収入金額でも、個人住民税の課税所得は、所得税よりも多くなるため、所得税から住民税への税源移譲の結果、これまでに比べ税額が増えてしまいます。

納税者の控除状況に応じて個人住民税を減額することで、納税者の税負担が変わらないようにするための税額控除のひとつです。

調整控除額の計算

Cの課税所得金額が200万円以下なので、

【表1】Aにより、次のと のいずれか小さい額を算出する。

控除額の差の合計額：33万円

(内訳：配偶者控除5万円、一般扶養控除5万円、特定扶養控除18万円、基礎控除5万円)

個人住民税の課税所得金額：160万円

の金額のほうが小さいので

330,000円 × 5% = 16,500円

よって、調整控除額は16,500円となります。

1 県民税分16,500円 × 2/5 = **6,600円** F

2 町民税分16,500円 × 3/5 = **9,900円** G

< 均等割額 >

1 県民税.....**1,000円** H

2 町民税.....**3,000円** I

平成20年度の住民税(町・県民税)の納税通知書は、今月送付しますが、その算出方法は次のとおりです。

【住民税額】

(県・町民税をそれぞれ計算する)

((所得割額 - 税額控除額)(100円未満切り捨て)) + 均等割

1 県民税(D - F = (100円未満切り捨てた額) + H)

64,000円 - 6,600円 = 57,400円 + 1,000円 = 58,400円

2 町民税(E - G = (100円未満切り捨てた額) +)

96,000円 - 9,900円 = 86,100円 + 3,000円 = 89,100円

58,400円 + 89,100円 = **147,500円**.....住民税額

【表1】税額控除(調整控除)の計算方法

A 合計課税所得金額が200万円以下の方の次のと のいずれか小さい方の額の5%(県民税2%、町民税3%)に相当する金額

下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

合計課税所得金額

B 合計課税所得金額が200万円超の方

の金額から の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(県民税2%、町民税3%)に相当する金額

下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
障害者控除	普通 1万円	扶養控除	一般 5万円
	特別 10万円		特定 18万円
寡婦控除	一般 1万円		老人 10万円
	特別 5万円		同居老親 13万円
寡夫控除	1万円	同居特別障害者加算	12万円
勤労学生控除	1万円	配偶者特別控除	38万円超40万円未満 5万円
配偶者控除	一般 5万円	40万円以上45万円未満	3万円
	老人 10万円	基礎控除	5万円

65歳以上の方に係る非課税措置の廃止

65歳以上で合計所得が125万円以下の方に対する非課税措置は、廃止されましたが、急激な税負担の増加を緩和するため経過措置がとられていました。この経過措置が、平成19年度分の住民税で終わりました。

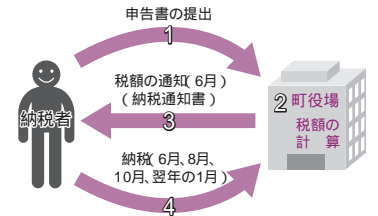
問 税務課町民税係②152

納税の方法

住民税(町・県民税)の納税は、普通徴収と特別徴収の2つの方法があり、いずれかで納税していただくことになっています。

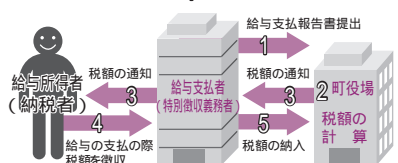
普通徴収(個人納付)

町から送付される納税通知書により、6月、8月、10月、翌年1月の4回の納期で直接納付していただく方法です。



特別徴収(給与天引き)

町から給与支払者(会社)を通して税額通知書が通知され、給与支払者(会社)が毎月給与を支払う際、給与からその月の税金を天引きして翌月の10日までに町に納入する方法です。徴収は、6月から翌年5月までの12か月となります。



また、年の途中で退職された方は、未徴収月分が普通徴収(個人納付)に切り替わります。

問 税務課町民税係②152

所得変動に伴う住民税を還付します

該当する方は申告を！(7月1日～31日まで)

平成19年から実施された税源移譲では、ほとんどの方は住民税が増えても所得税が減るため「所得税+住民税」の税負担の総額は変わりません。



忘れずに申告を！

しかし、税源移譲による所得の負担減の影響を受けず、平成19年度分の住民税の負担増によって税負担が増える方

(平成18年中に所得があり所得税が課税されていたが、平成18年中に会社を退職するなどして、平成19年中に所得税が課税されない程度にまで所得が減少した方)については、次の申告をすることにより、増加相当分の還付を受けることができます。

・申告分離課税(配偶・退職等)の所得税が課税されている方

・寄付金控除や生命保険料控除など、人的控除(扶養控除・障害者控除等)以外の控除額が増加した場合や、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方

この制度は、年度間の所得変動による負担増を調整するための経過措置として、平成19年度の住民税にのみ適用されません。

・平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方

対象者
平成18年中に所得があり所得税が課税されていたが、平成19年中は所得が減少し、平成19年分の所得税が課税されなくなった方

・平成19年度の住民税を税源移譲前の税率を適用した額まで減額し、減額後の税額とすでに納付済みの税額との差額が還付されます。

平成18年中に所得があり所得税が課税されていたが、平成19年中は所得が減少し、平成19年分の所得税が課税されなくなった方

申告期間
平成20年7月1日から平成20年7月31日まで

次の方は対象となりません

申告手続
平成19年度の住民税を課税

した(平成19年1月1日現在お住まいの)市区町村へ「平成19年度分町・県民税減額申告書」を提出。

(平成19年1月2日以後、他の市町村へ転居された方は、申告先をお間違いないようご注意ください。)

該当すると思われる方には、6月下旬頃に申告書を送付する予定です。ただし、住民税が未申告の方や、転入・転出された方については、該当になる場合であっても申告書は送付されませんので、ご注意ください。

また、申告書は6月下旬から税務課窓口で配布します。不明な点がある場合は、税務課町民税係までお問い合わせください。

注意
該当すると思われる方は、平成20年度(平成19年中所得)の住民税の申告が必要となりますので、まだ申告をしていない方は、至急申告をお願いします。

住宅借入金等特別税額控除

申告書の提出はお済みですか?

～まだの方は必ず申告を！～

平成19年の税源移譲により、所得税が減額され、所得税の住宅ローン控除額が減る場合があります。所得税から控除しきれなかった分を、翌年度の住民税から控除する経過措置(住宅借入金等特別税額控除)が設けられました。該当する方は、必ず申告をしてください。

対象者
次のすべてに該当する方
すでに所得税の住宅ローン控除を受けている方

平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居した方

税源移譲による所得税の減額によって、所得税から控除しきれない住宅ローン控除額が発生した方

申告方法
「住宅借入金等特別税額控除申告書」に記入・押印のうえ、次のいずれかへ提出してください。

給与所得者で年末調整が済んでいる方

源泉徴収票を添付し、伊奈町税務課へ提出

確定申告を行う方

確定申告書と一緒に税務署へ提出

上尾税務署
☎ 770-1800(代)

確定申告は税務署で

制度適用期間
平成20年度～28年度分の住民税に適用されます。

該当する方は、毎年申告が必要です。
申告書は各提出先で配布するほか、町ホームページから様式をダウンロードできます。

町ホームページ
<http://www.town.saitama-na.g.jp>

2 問 税務課町民税係☎215